地域密着型特別養護老人ホームいいねか邸 料金表

第4段階(市民税世帯課税)

	介護費	加算総額			食費	居住費	介護職員等 ベースアップ	介護職員処	介護職員等 特別処遇	l I	
		看護体制 加算 I (イ)	サービス提供 体制加算Ⅱ	夜勤職員 配置加算	(1日)	(1日)	等支援加算 (1.6%)	遇改善加算 (8.3%)	改善加算 (2.7%)	1日総合計	月(30日)
要介護2	651	12	18	41	1,600	1,700	11	59	19	4,111	123,330
要介護3	722	12	18	41	1,600	1,700	12	65	21	4,191	125,730
要介護4	792	12	18	41	1,600	1,700	13	71	23	4,270	128,100
要介護5	860	12	18	41	1,600	1,700	14	77	25	4,347	130,410

第3段階①(市民税世帯非課税・合計所得+年金収入額が80万以上120万円以下の方)

	介護費	加算総額			食費	居住費	介護職員等 ベースアップ	介護職員処 遇改善加算	介護職員等 特別処遇	1日総合計	B(20B)
) 「護賃 	看護体制 加算 I (イ)	サービス提供 体制加算Ⅱ	夜勤職員 配置加算	(1日)	(1日)	等支援加算 (1.6%)	(8.3%)	改善加算 (2.7%)	一口松白町	月(30日)
要介護2	651	12	18	41	650	820	11	59	19	2,281	68,430
要介護3	722	12	18	41	650	820	12	65	21	2,361	70,830
要介護4	792	12	18	41	650	820	13	71	23	2,440	73,200
要介護5	860	12	18	41	650	820	14	77	25	2,517	75,510

第3段階②(市民税世帯非課税・合計所得+年金収入額が120万を超える方)

	介護費	加算総額			食費	居住費	介護職員等 ベースアップ	介護職員処	介護職員等 特別処遇		
		看護体制 加算 I (イ)	サービス提供 体制加算 Ⅱ	夜勤職員 配置加算	(1日)	(1日)	等支援加算 (1.6%)	遇改善加算 (8.3%)	改善加算 (2.7%)	1日総合計	月(30日)
要介護2	651	12	18	41	1,360	820	11	59	19	2,991	89,730
要介護3	722	12	18	41	1,360	820	12	65	21	3,071	92,130
要介護4	792	12	18	41	1,360	820	13	71	23	3,150	94,500
要介護5	860	12	18	41	1,360	820	14	77	25	3,227	96,810

第2段階(市民税世帯非課税・合計所得+年金収入額が80万以下の方)

	介護費	加算総額			食費	居住費	介護職員等 ベースアップ	介護職員処	介護職員等 特別処遇		
		看護体制 加算 I (イ)	サービス提供 体制加算 Ⅱ	夜勤職員 配置加算	(1日)	(1日)	等支援加算 (1.6%)	遇改善加算 (8.3%)	改善加算 (2.7%)	1日総合計	月(30日)
要介護2	651	12	18	41	390	420	11	59	19	1,621	48,630
要介護3	722	12	18	41	390	420	12	65	21	1,701	51,030
要介護4	792	12	18	41	390	420	13	71	23	1,780	53,400
要介護5	860	12	18	41	390	420	14	77	25	1,857	55,710

第1段階(生活保護を受けている方等)

	介護費			加算総額	介護職員等 食費 居住費 ベースアップ						
		看護体制 加算 I (イ)	サービス提供 体制加算Ⅱ	夜勤職員 配置加算	(1日)	(1日)	等支援加算 (1.6%)	遇改善加算 (8.3%)	改善加算 (2.7%)	1日総合計	月(30日)
要介護2	651	12	18	41	300	320	11	59	19	1,431	42,930
要介護3	722	12	18	41	300	320	12	58	21	1,504	45,120
要介護4	792	12	18	41	300	320	13	63	23	1,582	47,460
要介護5	860	12	18	41	300	320	14	69	25	1,659	49,770

- ※ 終末期には上記のほか、「看取り介護体制加算 I 」がかかります。
- ※ 安全対策体制加算を、入所時に1回を限度として20単位算定いたします。
- ※ 入所日から30日間、30日を超える入院の後再入所した場合は初期加算として1日あたり30単位算定いたします。 (上限30日間)
- ※ ご利用者が入院または居宅に外泊した場合は1月に6日を限度として基本サービス費に代えて 1日につき246単位算定いたします。
- ※ ご利用者が入院または居宅に外泊した場合も居住費はいただきます。